

**「令和 8 年度地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～推進業務」の
実施に係る企画提案コンペ実施要領**

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「令和 8 年度地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～推進業務」の実施に係る業務を委託する場合の企画提案コンペの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 企画提案コンペに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第 3 条 企画提案コンペを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 企画提案コンペ実施の趣旨に関すること。
- (2) 応募者の資格に関すること。
- (3) 応募手続に関すること。
- (4) 応募に要する費用に関すること。
- (5) 当選者の決定方法及び発表に関すること。
- (6) その他企画提案コンペの実施に必要と認める事項

(募集期間)

第 4 条 企画提案コンペの募集開始の日から起算して 14 日以上 の募集期間を設けるものとする。

(審査会の設置)

第 5 条 当選者を決定するため、審査会を設置する。

2 審査会の設置については、別に要綱で定める。

(審査方法)

第 6 条 審査は、別に定める「「令和 8 年度地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～推進業務」の実施に係る企画提案コンペ審査方法」による。

(当選者の通知)

第 7 条 前条の規定により、当選者を決定したときは、応募者全員に当選の可否を電子メール及び文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第 8 条 この要領の実施に関する事務は、東播磨産業・ツーリズム振興協議会事務局が所掌する。

(補足)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。